

茨城県農協健康保険組合の概要

1. 設 立

昭和51年4月1日づけ認可（厚生省収保第2431号）

2. 概 要

当健康保険組合は、公的医療保険の保険者として昭和51年4月1日に設立されました。

設立以来、当組合が管掌する事業所の被保険者と被扶養者の疾病予防と健康保持・増進を念頭に、保険給付事業をはじめ健康診査に対する助成金事業、体育奨励事業として、軟式野球大会やソフトバレーボール大会等の開催など継続的に実施しています。

特に健診事業においては、法律により「特定健康診査・特定保健指導」の実施が健保組合に義務づけられ、生活習慣病予防対策の一層の充実を図っています。

健保組合財政は、主に加入者からの保険料で賄われ、加入者の病気・けが等に対して診療費の7割を給付するなど生活費に占める医療負担の軽減に努めています。また、国民皆保険のもと高齢者の医療費に対する拠出金を負担しています。

令和6年度は、事業所と連携・協働して取り組む「コラボヘルス」を強化し、事業所の「健康経営」を積極的に支援します。また、ヘルスリテラシーの向上をはかり、ICT（情報通信技術）を活用した効率的・効果的な健康支援に取り組み、これまで展開してきた健康増進を更に充実・前進させます。

*ヘルスリテラシー：健康に関する情報を探し出し、理解して、意思決定に活用し、適切な健康行動につなげる能力のこと。

3. 適用状況

(1) 事業所数、被保険者及び被扶養者数

① 事業所数

農業協同組合 (JA)	17	連合会 (JA)	5
専門農協	0	厚生連病院	6
農業共済組合 (NOSAI)	4	関連団体	24
		合計	56

② 被保険者・被扶養者数 (3月末)

区分/年度	3年度	4年度	5年度	前年度対比
被保険者	11,059人	11,027人	11,919人	△108人
被扶養者	6,317人	6,168人	5,900人	△268人
扶養率	0.57人	0.56人	0.54人	△0.02人

(2) 標準報酬月額

区分/年度	3年度	4年度	5年度	前年度対比
男	389,529 円	394,467 円	393,414 円	△1,053 円
女	286,395 円	289,442 円	290,599 円	1,157 円
計	338,156 円	342,172 円	341,892 円	△280 円

4. 保健事業

- (1) 特定健康診査・特定保健指導
- (2) 保健指導宣伝事業
- (3) 疾病予防事業
- (4) 体育奨励事業
- (5) 高額療養費資金・出産費資金貸付事業